

北海道情報大学 大学院における教育研究上の目的に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学院設置基準第1条の2の規定に基づき、北海道情報大学大学院総合情報学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定める。

(総合情報学研究科の目的)

第2条 総合情報学研究科の目的は、次のとおりとする。

総合情報学の幅広い分野における高度な研究開発能力を備え、また高度な専門技術の実践を担う人材を育成する。

専攻については、次のとおりとする。

専 攻 名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
総合情報学専攻	経営や情報、医療情報、マルチメディアなどの専門分野においてより豊富な学識と実践的で高度な専門知識及び技術修得を追究し、創造性豊かな研究者並びに先端科学技術の発展に貢献できる有為な人材を育成する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学大学院における教育研究上の目的に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。